

じんけん

啓発紙

2018年

通巻64号

今年は「世界人権宣言」採択70周年！

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享受することができる。

20世紀には多くの戦争が勃発し、特に第二次世界大戦では、多くの尊い生命が奪われ、世界中の人々が苦しみました。このことから、平和実現のためには国家の枠を超えた人権の国際的保障が必要であることが強く認識されました。そして、1948年12月10日、第3回国連総会で、「世界人権宣言」が満場一致で採択されました。

宣言そのものに法的拘束力はありませんが、人種差別や女性差別の撤廃、子どもの権利条約など、様々な国際条約、規約を生み出しています。日本でも、一昨年は、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法が相次いで施行されました。

70周年の節目の年に当たり、今一度、世界人権宣言を読み直してみたいはいかがでしょうか。

も く じ

- | | |
|------------------------|-----|
| ●平成29年度静岡県人権会議が開催されました | P 2 |
| ●第11期人権会議委員の紹介 | P 3 |
| ●静岡県人権啓発センターってどんなところ？ | P 4 |
| ●センター作成の人権啓発冊子を紹介します | P 5 |
| ●センターの平成30年度事業計画 | P 6 |



平成29年度 静岡県人権会議が開催されました

平成30年3月23日（金）に静岡県人権会議が開催され、知事委嘱の人権会議委員の皆様から、静岡県人権啓発センターの平成29年度事業実績及び平成30年度事業計画について、ご意見をいただきました。

また、出席いただいた委員からは、それぞれの専門分野から次のようなメッセージをいただきましたので、その要旨をご紹介します。

外国から様々な資格や立場で来日する人たちを受け入れ、共存・共生していくなら、それぞれの文化や宗教など多様性を理解し、互いに認め、配慮していくよう努力していく必要があると考える。

部落差別解消法が2016年12月に成立したが、人々の部落差別への関心は高まっていないように感じる。無関心であることが差別を温存し、解消を阻害しているのではないかと、心配している。

社会や文化・生き方を豊かにするものは、多様性である。多様な個性は協働で活かされ、相互理解、信用・信頼が生まれる。多様な個性の尊重を強調することが人権啓発には重要である。

東京オリンピックに向けてバリアフリー法の改正作業に関わっている。心のバリアフリーは、異文化の理解、高齢者や子どもの貧困にも目が向けられ、障害福祉に関わる考え方が変化してきたと感じる。

高齢者施設は、多様化、増加しているが、介護従事者が確保できていない。募集にも反応がない。社会全体で、介護の問題を深刻に受け止め、取り組む必要がある。

障害のある人たちと暮らす中で、自立に向けて自己決定・自己選択に寄り添っている。かわいそうという目線ではなく、障害のある人もいて当たり前と分かってもらえるようにしたい。

人権啓発は、一方的な発信だけでは、本当にそれが届いてほしい人には届かない。そうした人たちにも届く対話の方法を考えたい。なぜそのような差別をするのかということに真正面から向き合いたい。

男女共同参画、ジェンダー、家族という分野で予想される、女性の高齢化・単身世帯・経済的困難者の増加は、賃金格差や男女差別とつながる。働き方改革を男女が共通して取り組む課題として進めたい。

パラリンピックに関わってきた。20年前の冬の長野大会では、日本人選手が活躍し、多くの人がその素晴らしさを目の当たりにしたことが追い風となった。東京での夏のパラリンピックにも期待したい。

寝屋川市の自宅に監禁されたまま亡くなった事件、相模原市の障害者施設での事件。地域で支えていこうという気運がしぼんでしまう。共に生きる中で協働し、住みやすい社会をつくっていきたい。

名古屋の中学校での外部講師による授業について、文部科学省が内容を問い合わせたことは教育の自由を侵すことになるのではないか。検閲は、表現を制限し、人権を侵害することになる。

第11期人権会議委員の紹介

五十音順敬称略



和泉 英己
NHK静岡放送局
放送部長



犬塚 協太
静岡県立大学
国際関係学部教授



小谷 順子
静岡大学
人文社会科学部教授



小林 朋子
静岡大学
教育学部教授



齋藤 安彦
弁護士



佐野可代子
静岡県手をつなぐ育成会
常任理事



澤野 文彦
静岡県精神保健
福祉士協会会長



鈴木 恵子
認定 NPO 法人
魅惑的倶楽部理事長



角替 弘志
静岡大学
名誉教授



戸田美也子
小規模多機能型
居宅介護「とうか」管理者



本間肥土美
磐田市ふれあい交流センター
指導員



山本 忠広
NPO 法人
清水障害者福祉センター
理事長



ヤマモト ルシア エミコ
静岡大学
教育学部准教授



吉田 朱美
人権擁護委員



静岡県人権啓発センターってどんなところ？

静岡県人権啓発センターでは、日常の生活の中で県民一人ひとりに人権尊重の意識が定着し、だれもが幸せに暮らせる静岡県の実現に向け、県民に広く開かれた人権啓発の拠点として、次のような取組を行っています。

◎ 人権を考えます。

県民の皆さんに、人権について考えていただくために、講演会をはじめ、各種人権啓発イベントを開催しています。



◎ 人権を広めます。

- 広報紙「じんけん」を発行しています。
- 人権啓発冊子「だれもが幸せに」などの人権啓発資料を作成し、配布しています。
- テレビ・ラジオスポットコマーシャルなどを通して人権啓発をしています。



◎ 研修や学習を支援します。

○講師派遣（出前人権講座）

企業や団体、市町、学校、自治会などが行う人権に関する研修会や学習会、授業などに講師を派遣しています。（講師料や交通費は不要です。）



○ビデオ・DVD・図書等の貸し出し・閲覧

研修会や学習会、授業などの教材として利用できるビデオ・DVDや図書の貸し出しを行っています。

貸し出し用のビデオ・DVDの一覧とあらすじはホームページから調べることができます。

ビデオ・DVDや図書・資料はセンター内で視聴や閲覧することもできます。



◎ リーダーを養成します。

人権問題についての啓発活動ができる人材を養成するために、人権啓発指導者養成講座などを開催しています。

◎ 相談に応じます。

○電話相談・面接相談の実施



相談員が人権に関する電話相談や面接相談に応じ、助言や情報提供を行っています。

【ご利用の案内】

- 相談日： 月～金曜日（年末年始・祝休日は休み）
 - 時間： 午前9時00分～午後4時30分
- ※面接相談についてはあらかじめ御連絡ください。

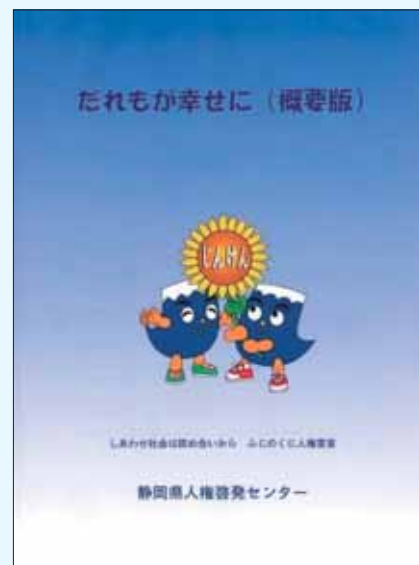
静岡県人権啓発センター作成の啓発冊子を紹介します

私たちは、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、だれもが皆、人間らしく生き、幸せに暮らす権利、すなわち、「人権」を持っています。そして、「人権」は、お互いに相手の立場を認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立っています。

しかしながら、私たちの身の回りには、多くの人権問題が発生しています。

こうした人権問題が解消され、人権が尊重された豊かな社会を構築していくには、県民一人ひとりが人権尊重の意識を高めていくことが大切となります。

人権というと「難しい」「堅い」といったイメージを持つかもしれませんが、私たちの生活とも密接に結びついているものです。



「だれもが幸せに」では、人権について考える際に役立てていただくために、現在生じている様々な人権問題について解説しています。またシリーズ「人権リーフレット」では、個別の人権問題の概略について解説しています。家庭、学校、職場、地域社会などで人権について考える一助となれば幸いです。

なお、これらの啓発冊子は無料で配布していますので、ご希望の方は、静岡県人権啓発センターまでご連絡ください。



既刊 人権リーフレット

静岡県人権啓発センター 平成30年度事業計画

月	内 容	※詳細はホームページ等で御確認ください。
	(人権啓発センターの事業)	(人権関係カレンダー)
4月		2日 ・世界自閉症啓発デー 2～8日 ・発達障害啓発週間
5月		3日 ・憲法記念日 5～11日 ・児童福祉週間 12日 ・民生委員・児童委員の日
6月		6月 ・男女雇用機会均等月間 1日 ・人権擁護委員の日 1～7日 ・HIV検査普及週間 22日 ・らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日 23～29日 ・男女共同参画週間
7月	13日: 人権啓発指導者養成講座(1日目)(終了) 19日: 人権啓発指導者養成講座(2日目)(終了) 27日: 人権啓発指導者養成講座(3日目)(終了) 31日: 人権ファシリテーター養成講座(県教委共催)(終了)	7月 ・青少年の非行・被害防止 全国強調月間 ・「社会を明るくする運動」 強調月間
8月	7日: 子どもと大人の温かい絆づくりセミナー①(終了) 18日: 人権ユニバーサル事業『障害者スポーツ体験』 (フェスタシズウェル内で開催)	
9月		9月 ・障害者雇用支援月間 10～16日 ・自殺予防週間 15日 ・老人の日 15～21日 ・老人週間
10月	5日: 人権教育行政担当者連絡協議会(県教委共催) 15日: 子どもと大人の温かい絆づくりセミナー②	10月 ・高齢者雇用支援月間 1～7日 ・全国労働衛生週間
11月		11月 ・児童虐待防止推進月間 ・子ども・若者育成支援 強調月間 ・過労死等防止啓発月間 12～25日 ・女性に対する暴力を なくす運動 25～12/1日 ・犯罪被害者週間
12月	人権週間を中心に ポスター、テレビスポットCM等による啓発広報 4日: 人権講演会(沼津市) 7日: 企業と人権セミナー(沼津市) 12日: 人権講演会(袋井市) 19日: ふじのくに人権フェスティバル(島田市)	1日 ・世界エイズデー 3～9日 ・障害者週間 4～10日 ・人権週間 10日 ・人権デー
1月		
2月		
3月		3月 ・自殺対策強化月間 3～9日 ・愛の援聴週間

年間を通した
取組

☆広報誌「じんけん」発行(3回) ☆ホームページによる情報提供
☆講師派遣(出前人権講座) ☆ビデオ・DVD・図書等の貸し出し・閲覧
☆「だれもが幸せに」、「人権リーフレット」等の資料提供

平成30年8月発行

(平成30年度 法務省委託事業)

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和对策室(静岡県人権啓発センター)

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

e-mail jinken@pref.shizuoka.lg.jp http://jinken.pref.shizuoka.jp/

印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、7,000部作成し、1部あたりの印刷経費は10.2円です。